

事務連絡  
平成20年3月28日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

平成20年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」の制定等について（平成20年3月5日保発第0305003号）、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305002号）、「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305003号）、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成20年3月5日保医発第0305006号）、「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成20年3月5日保医発第0305007号）、「特定保険医療材料の定義について」（平成20年3月5日保医発第0305008号）及び「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」（平成20年3月5日保医発第0305010号）について、それぞれ別紙1から別紙9までのとおり訂正するので、その取り扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

B014 後期高齢者退院時薬剤情報提供料

- （1）後期高齢者退院時薬剤情報提供料は、医薬品の副作用や相互作用、重複投薬を防止するため、**後期高齢者である**患者の入院時に、薬剤服用歴や患者が持参した医薬品等（医薬部外品及びいわゆる健康食品等を含む。）を確認するとともに、入院中に使用した主な薬剤の名称等を患者の薬剤服用歴が経時的に管理できる手帳（区分番号「B011-3」薬剤情報提供料の（2）に掲げる手帳をいう。以下同じ。）に記載した場合に、**退院の日において後期高齢者である患者について、退院の日1回に限り算定する。なお、ここでいう退院とは、第2部通則5に規定する入院期間が通算される入院における退院のことをいい、入院期間が通算される再入院に係る退院日には算定できない。**